

## 設計図書等の質問に対する回答

工事名	広島高速2号線 橋梁予備設計その他業務		課名	広島高速道路公社 企画調査部 企画調査課	
受付日	令和7年2月13日		回答日	令和7年2月18日	
No.	質問事項	回答			
1	本業務の予定価格算定において、令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に準拠されていますか。違う場合、準拠すべき基準書についてご教示下さい。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に準拠しています。			
2	本業務の予定価格算定において、業務費は工程ごとに千円止めでよろしいでしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
3	地質調査及び測量業務、設計業務の旅費交通費は、それぞれの旅費交通費の率を用いた積算で算出されていると考えてよろしいでしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
4	測量業務の単位あたりの単価は、有効桁4桁が適用でしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
5	地質調査の機械ボーリング(市場単価)、サンプリング、サウンディング及び原位置試験、室内土質試験の単価は、建設物価及び積算資料の平均を採用でしょうか。また、平均が採用されている場合の決定額は有効桁3桁が適用でしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。 なお、機械ボーリング(市場単価)、サンプリング、サウンディング及び原位置試験については、市場単価を用いて積算しており、室内土質試験については、物価資料を参考に積算しています。			
6	解析等調査施工単価は、広島県令和6年8月改定に準拠されていますか。違う場合、準拠すべき単価についてご教示下さい。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に準拠しています。			
7	地盤情報データベース検定費は、直接調査費を用いる費用算出の対象外でよろしいでしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
8	地質調査業務の単位あたりの単価は、有効桁4桁が適用でしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
9	解析等調査業務の電子成果品作成費の対象は、共通及び解析等調査の直接調査費の全てでしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
10	解析等調査の旅費交通費は、率を用いた積算でよろしいでしょうか。その場合、率区分は土木設計業務でよろしいでしょうか。	土木設計業務の率区分を用いて積算しています。			
11	電子成果品作成費の算出方法は、その他の設計業務によるものでしょうか。	令和6年8月改定の広島県土木設計業務等標準積算基準書に記載の通りです。			
12	調査基準価格の算定にあたっては、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱 令和5年 3月29日 総務部長通達第11号改正が適用でよろしいでしょうか。	調査基準価格の算定にあたっては、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱 令和5年 3月29日 総務部長通達第11号改正が適用されます。			
13	地質調査の機械ボーリング(市場単価)、サンプリング、サウンディング及び原位置試験、室内土質試験の適用単価月をご明示頂けないでしょうか。	令和6年12月単価で積算しています。			
14	本業務の予定価格算定において、技術者単価及び労務単価の適用は令和6年度の単価でしょうか。	令和6年3月単価で積算しています。			
15	■特記仕様書第1条2 ●測量と地質・土質調査業務の再委託について 各共通仕様書内に記載の通り、測量と地質・土質調査業務の再委託は可能でしょうか。	共通仕様書に記載の通りです。			

質問事項及び回答